

令和3年度答申第50号
令和3年12月6日

諮問番号 令和3年度諮問第52号（令和3年11月8日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 特定中国残留邦人等に対する一時金支給申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等自立支援法」という。）13条3項の規定に基づき、一時金の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は同条に規定する特定中国残留邦人等とは認められないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 中国残留邦人等自立支援法は、国は、「中国残留邦人等」のうち、「特定中国残留邦人等」に対し、一時金を支給すると規定している（13条3項）。

そして、中国残留邦人等自立支援法は、「中国残留邦人等」とは、①中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者等（2条1項1号）をいうほか、②中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして「厚生労働省令で定める者」（同項2号）をいうと規定している。

上記の「厚生労働省令で定める者」については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号。以下「中国残留邦人等自立支援法施行規則」という。）2条各号が、樺太の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き樺太の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦又は樺太に本籍を有していたもの（1号）、前号に掲げる者を両親として同月3日以後樺太の地域で出生し、引き続き樺太の地域に居住している者（2号）等を掲げている。

(2) 中国残留邦人等自立支援法は、「特定中国残留邦人等」とは、永住帰国した中国残留邦人等（明治44年4月2日以後に生まれた者であって、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国し、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有する者に限る。）であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの（同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして「厚生労働省令で定める者」を含み、60歳以上の者に限る。）をいうと規定している（13条1項及び2項）。

(3) 上記(2)の「厚生労働省令で定める者」については、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2が、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等（永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。）であって、その生まれた日以後中国の地域等においてその者の置かれていた事情に鑑み、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして「厚生労働大臣が認めるもの」とすると規定している。

- (4) 上記(3)の「厚生労働大臣が認めるもの」については、平成20年5月9日に厚生労働省社会・援護局が策定した「昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等による「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第13条第3項の一時金の支給申請に係る事務処理方針」（平成27年1月16日の第3次改正後のもの。以下「本件事務処理方針」という。）が、「昭和25年以降に出生した者」の場合には、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であると定めている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人の父のP（以下「父P」という。）は、大正15年11月、家族とともにA地から当時の樺太（現在のサハリン。以下「樺太」という。）に渡り、審査請求人の母のQ（以下「母Q」という。）も、昭和2年12月、家族とともにA地から樺太に渡った。父Pと母Qは、昭和15年11月7日に婚姻をし、両者の間には、昭和19年a月b日に長男のR（以下「長男R」という。）が樺太で出生した。

（審査請求人及び長男Rの各戸籍全部事項証明書、審査請求人の「昭和22年1月1日以降に生まれた方の申立書」、「樺太に残留した経緯等がわかる詳細な申立書」及び「両親が樺太に残留した経緯等について」と題する書面）

- (2) 父Pは、昭和20年6月27日、B連隊C中隊に入営したが、B連隊C中隊は、同年8月25日、武装解除となった。

（B連隊留守名簿、「P様の軍歴」と題する書面、「B連隊 略歴」と題する書面）

- (3) 一家は、終戦後も引き続き樺太で生活し、父Pと母Qとの間には、昭和24年c月d日に二男のS（以下「二男S」という。）が、昭和28年e月f日に長女の審査請求人が、昭和30年g月h日に三男のT（「T'」とも表記。以下「三男T」という。）が、昭和32年i月j日に四男のU（以下「四男U」ともいう。）が樺太で出生した。

なお、父Pは昭和32年12月12日に、母Qは平成10年9月2日に、二男Sは平成22年11月10日に樺太で死亡した。

（審査請求人及び四男Uの各戸籍全部事項証明書、審査請求人の「昭和22

年1月1日以降に生まれた方の申立書」、「樺太に残留した経緯等がわかる詳細な申立書」及び「両親が樺太に残留した経緯等について」と題する
書面、父Pの資料通報名票及び死亡確認証明書)

- (4) 長男R及び審査請求人は平成11年6月7日に、四男Uは平成21年2月11日に初めて日本に永住帰国した。

(各「永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書」)

- (5) 処分庁は、平成20年3月28日付けで、長男Rに対し、中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき、一時金を支給する決定をした。

(支給決定通知書)

- (6) 審査請求人は、平成27年4月30日、処分庁に対し、中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき、一時金の支給申請(本件申請)をした。

(特定中国残留邦人等に対する一時金申請書)

- (7) 処分庁は、平成31年2月25日付けの却下通知書により、審査請求人に対し、本件申請を却下する処分(本件却下処分)をした。

なお、上記却下通知書には、「法(注:中国残留邦人等自立支援法)第13条に定める「特定中国残留邦人等」とは認められないため。」との理由が付されていた。また、上記却下通知書に添付された審査請求人を名宛人とする書面には、「法(注:中国残留邦人等自立支援法)第13条第3項に定める一時金の支給を受けるためには、昭和25年1月1日以後に出生した方については、ソ連参戦以後の引揚困難事由(留用、ソ連政府による帰国の不許可など)の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められなければなりません。あなたは、父:P様、母:Q様の三女(注:戸籍上は、長女である(上記(3)参照。))として昭和28年e月f日に樺太等で出生し、両親に養育されておりました。あなたの両親の残留状況は、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き樺太等の地に残留することを余儀なくされたものであったとは認められず、よってあなたは、「昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情があるもの」とは認められませんので却下となったものです。」との記載がされていた。

(却下通知書)

- (8) 審査請求人は、令和元年5月30日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (9) 審査庁は、令和3年11月8日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人の両親は、永住帰国を希望していたが、緊急疎開、脱出・密航、集団引揚げ及び個別引揚げの機会に引き揚げることができない事情があり、帰国することができなかった。その事情は、次のとおりである。

ア 緊急疎開時（昭和20年8月）

父PがB連隊C中隊に入営したため、母Qは、長男Rを連れて実家に里帰りしていたところ、ソ連軍の侵攻の報に接したことから、疎開船の出港地であるD港に駆けつけたが、疎開を求める人々が殺到し、混乱を極めていたため、疎開船に乗ることができず、帰宅をせざるを得なかった。この状況は、翌日も繰り返され、その挙げ句、緊急疎開そのものがソ連軍によって停止されてしまった。このように、母Qは、緊急疎開に間に合わなかったのではなく、疎開船に乗ろうとしたが、乗ることができなかったがゆえに、引き揚げることができなかったのである。

イ 脱出・密航時（昭和20年8月から昭和21年まで）

母Qは、2歳に満たない長男Rと二人、ソ連軍に捕まる可能性や冬の荒海を渡る危険性を考えて、密航を断念し、引き続き自宅で父Pの帰りを待っていたから、引き揚げることができなかった。

ウ 前期集団引揚げ時（昭和21年12月から昭和24年7月まで）

当時、父Pは、E地で、帰国の許可と引換えにニシン漁の労役を課されていたが、ノルマを果たしても帰国の許可が得られなかった。その後、ソ連兵に逮捕されるとの話を聞き、家族全員で逃亡し、F地で身を隠していたため、審査請求人の両親は、引き揚げることができなかった。

エ 後期集団引揚げ時（昭和32年8月から昭和34年9月まで）

当時、審査請求人の両親は、G地で暮らしていたが、G地には、審査請求人の家族以外に日本人はいなかったから、審査請求人の両親が引揚げの再開を知っていたか分からないし、引揚げが再開した直後に父Pが死亡したため、母Qが引揚げの再開を知っていたとしても、ロシア語が分からない母Qが一人で引揚げの手続をすることは極めて困難であった。また、母Qは、5人の子供（長男R、二男S、審査請求人、三男T及び四男U）を

育てることに精一杯の中で、引揚げが終了してしまったから、母Qは、決して自ら望んで樺太に残留したわけではない。

なお、審査請求人の両親は、異国の地で元日本兵であることを隠して生活していたこと、そして、引揚げの見通しが得られない中、多数の子供を抱えて苦勞していたことから、少しでも多く稼いで生活を改善し、子供に教育を施すため、やむなくソ連国籍を取得した。したがって、ソ連国籍を取得したことをもって、審査請求人の両親に樺太に残留する意思があったということとはできない。

オ 個別引揚げ時（昭和35年以降）

東西冷戦の時代、日本とソ連の関係は冷却化し、引揚げや一時帰国が困難な時代が続いた。また、母Qは、5人の子供を育てることに精一杯の毎日であった。母Qは、個別引揚げが可能となった時期に、その手続に着手したが、本人の責めに帰すことができない事情により、本人の意思に反して、またしても帰国の機会を逸してしまった。

以上によれば、審査請求人の両親は、やむを得ない事情により樺太に残留することを余儀なくされたといえるから、審査請求人には、「昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情」があるといえる。

- (2) 処分庁は、一時金の支給申請に際し、審査請求人の両親が当時書いた手紙や日記等を立証資料として提出することを求めるが、日本と全く異なる体制、社会環境の中で生きてきた樺太残留邦人に対し、こうした資料の提出を求めることは、酷である。
- (3) 同じ父母の下に生まれ、同じ環境で育ち、同じように残留を余儀なくされた兄弟姉妹の中で、出生年が違うということだけで、一時金の支給が当然に認められる者と認められない者という分断が生じている。これは、不公平であり、法の下での平等に反する。
- (4) よって、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 特定中国残留邦人等の意義について

本件事務処理方針は、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2に規定する「厚生労働大臣が認めるもの」に該当する要件として、「昭和25年以降に出生した者」の場合には、「ソ連参戦以後の引揚げ困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要

であると定めている。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」とは、樺太残留邦人については、ソ連軍が日本人の本国送還について何らの措置を採らないまま撤退したことによる影響、ソ連による留用の影響、集団引揚げ以外の個別引揚げがソ連政府による帰国の不許可などにより困難であったことによる影響などの下において、これに起因して、本邦に引き揚げることなく引き続きソ連の地域に居住することを余儀なくされた者をいうものと解される。

なお、ある者が「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」に該当するか否かを判断する際には、当該者を養育していた両親の事情も考慮する。

2 審査請求人が特定中国残留邦人等に該当するか否かについて

(1) 審査請求人の両親はやむを得ない事情により樺太に残留することを余儀なくされたとの審査請求人の主張について

父Pについては、前期集団引揚げ時に、自己の意思により樺太に残留して、漁業に従事している旨の証言を帰還者がしているから、父Pは、自己の意思で樺太に残留したと評価するのが相当である。

母Qについては、前期集団引揚げ時に、帰国を希望している旨の証言を一人の帰還者がしており、後期集団引揚げ時にも、帰国を希望している旨の証言を一人の帰還者がしている一方で、ソ連国籍を取得して、残留を希望している旨の証言を複数の帰還者がしているから、母Qも、自己の意思で樺太に残留したと評価するのが相当である。

また、審査請求人は、前期集団引揚げ時に、父Pは、帰国の許可と引換えにニシン漁の労役を課され、ノルマを果たしたが、帰国の許可が得られなかったと主張するが、それらの事実を立証する資料を提出していない。

さらに、審査請求人は、後期集団引揚げ時に、G地には審査請求人の家族以外に日本人はいなかったから、審査請求人の両親が引揚げの再開を知っていたか分からないと主張するが、父Pの一周忌の法要に出席した旨の証言を帰還者がしているから、母Qは、日本人との交流があり、後期集団引揚げの再開を知らなかったと評価することはできない。

したがって、審査請求人の両親はやむを得ない事情により樺太に残留することを余儀なくされたとの審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(2) 樺太残留邦人に対し日記等の立証資料の提出を求めることは酷であると

の審査請求人の主張について

中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の3第2項6号は、「申請者（注：一時金の支給を受けようとする者）が昭和22年1月1日以後に生まれた者であるときは、申請者が前条に規定する中国残留邦人等に該当することを明らかにすることができる書類」を申請書に添付しなければならないと規定している。一時金の支給は、授益処分であり、一般に、授益処分については、申請者側に資料の提出義務と立証責任があると解されているから、一時金支給処分の授益処分としての性質からみても、特定中国残留邦人等の要件に該当する事実を立証するための資料は、受益者である申請者が提出すべきであり、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(3) 出生年の違いにより一時金の支給要件が異なることは法の下での平等に反するとの審査請求人の主張について

中国残留邦人等自立支援法13条及び中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2は、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に対しては、一律に一時金を支給するとする一方で、「昭和22年1月1日以降に生まれた者」に対しては、その生まれた日以後中国の地域等においてその者の置かれた事情に鑑み、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に準ずる事情があるか否かを個別具体的に判断して、一時金を支給することとしている。そして、本件事務処理方針が「昭和22年1月1日から昭和24年12月31日までに生まれた者」に対しても、一律に一時金を支給するとする一方で、「昭和25年1月1日以降に生まれた者」に対しては、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたか否かを個別具体的に判断することとしているのは、昭和24年までに大規模な引揚げが行われ、同年10月1日に中華人民共和国が成立しているなどの事情を踏まえると、昭和24年までは、昭和21年までと同様、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」による影響がなお続いていたと推定するのが相当であるが、昭和25年以降は、そのような推定が働かないことから、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」による影響があるか否かを個別具体的に判断するのが相当であるとされたからであり、このように、本件事務処理方針が一律に一時金を支給する対象を拡大したこと自体は、中国残留邦人等自立支援法の趣旨に沿うものである。したがって、出生年の違いにより一時金の支給要件が異なる結果、兄弟姉妹の中で一時金の支給

を受けられる者と受けられない者とが生ずることは、やむを得ないものといわざるを得ず、本件却下処分は、合理的な理由に基づくものであるから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

3 まとめ

以上によると、審査請求人の両親は、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により、引き続き樺太に残留することを余儀なくされたものとは認められないから、審査請求人の両親に養育されていた審査請求人は、特定中国残留邦人等に該当しない。

したがって、本件却下処分は適法かつ正当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件申請から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件申請の受付（処分庁）	: 平成27年4月30日
本件却下処分	: 平成31年2月25日 (本件申請の受付から約3年10か月)
本件審査請求の受付	: 令和元年5月30日
審理員の指名	: 同年10月11日 (本件審査請求の受付から約4か月半)
反論書の提出期限	: 令和2年1月6日
審査請求人の質問の受付	: 同年7月6日
処分庁への回答依頼	: 同年11月16日 (質問の受付から約4か月半)
処分庁の回答	: 令和3年2月3日
審理員意見書の提出	: 同年9月22日 (処分庁の回答から約7か月半)
本件諮問	: 同年11月8日 (本件審査請求の受付から約2年5か月)

(2) そうすると、本件では、処分庁において、本件申請の受付から本件却下処分までに約3年10か月もの長期間を要している。中国残留邦人等自立

支援法13条3項の規定に基づく一時金の支給申請の処理については、その性質上、関係資料の調査・検討に相当の期間を要することを考慮に入れても、本件は、関係資料の分量及びその内容に鑑みると、期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

また、本件では、審査庁において、①本件審査請求の受付から審理員の指名までに約4か月半、②審査請求人の質問の受付から処分庁への回答依頼までに約4か月半、③処分庁の回答から審理員意見書の提出までに約7か月半を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年5か月もの長期間を要している。しかし、本件において、上記の各手続にそれぞれ上記の期間を要する事情があったとは考えられない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善することにより、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要がある。

- (3) 一件記録によると、本件では、審査請求人から、行政不服審査法（平成26年法律第68号）33条の規定に基づく書類の提出の申立てや同法36条の規定に基づく質問の申立てが繰り返されたため、処分庁から最後の回答（令和3年2月3日付け）がされた時点で、既に反論書の提出期限（令和2年1月6日）が過ぎていた。処分庁からの提出資料や回答を受けて、審査請求人から新たな主張や反論がされる可能性があることを踏まえ、審査請求人としては、処分庁から最後の回答があった時点で、審査請求人に対し、反論書を提出する意思の有無を確認し、反論書を提出する意思がある場合には提出期限を再設定するという手続を採る必要があったものと考えられるが、本件では、この手続が採られていない。反論書の提出は、審査請求人に対し、主張や反論の機会を十分に与えるためのものであるから、審査庁においては、反論書を提出するための機会の確保の仕方を改善する必要がある。
- (4) 上記(2)及び(3)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき一時金の支給対象となる特定中国残留邦人等は、昭和22年1月1日以降に生まれた者の場合には、その生まれた日以後中国の地域等においてその者が置かれた事情に鑑み、昭和21年12月31日までに生まれた者に準ずる事情があるものとして厚生労働大臣が認める者に限るとされ（同条1項、中国残留邦人

等自立支援法施行規則13条の2)、これを受けて制定された本件事務処理方針は、昭和22年以降に生まれた者のうち、「昭和25年以降に出生した者」については、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であるとしている。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」とは、「留用、中国内戦、中国政府による帰国の不許可など」をいうものとされている(厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室の各都道府県中国残留邦人等支援事業担当者宛ての平成27年2月18日付け事務連絡「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の認定基準の見直しについて)。

そうすると、審査請求人は、「昭和25年以降に出生した者」である(上記第1の2の(3))から、本件では、審査請求人が「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたか認められるか否かが問題となる。そして、審査請求人は、中国残留邦人等自立支援法2条1項1号に規定する中国残留邦人ではなく、同項2号に規定する樺太残留邦人であるから、本件で検討すべき「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響」とは、「留用、ソ連政府による帰国の不許可など」をいうことになる。

なお、審査請求人は、当時、父Pと母Qによって(父Pの死亡後は、母Qによって)養育監護されていた(上記第1の2の(3))から、審査請求人が「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたか否かを判断するには、父Pと母Qが「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたか否かを検討するのが相当である。

(2) そこで、まず、父Pと母Qの職業・経歴を検討すると、以下のとおりである(B連隊留守名簿、「P様の軍歴」と題する書面、「B連隊 略歴」と題する書面、審査請求人の「昭和22年1月1日以降に生まれた方の申立書」、「樺太に残留した経緯等がわかる詳細な申立書」及び「両親が樺太に残留した経緯等について」と題する書面、父Pの資料通報名票及び死亡確認証明書)。

ア 父P

父Pは、昭和20年6月27日、B連隊C中隊に入営したが、B連隊C中隊は、同年8月25日、武装解除となった。終戦後、父Pは、厳しいノルマを課されたニシン漁に従事したが、終戦から3、4年後に、ソ連兵に

逮捕されるとの話を聞き、家族4人で逃亡し、G地で漁業に従事した。父Pは、昭和32年12月12日、海岸で漁業中に海に落ちて死亡した。

イ 母Q

母Qは、昭和15年11月7日に父Pと婚姻をし、父Pが死亡した後、ソ連国籍を取得した。母Qは、昭和33年夏、G地に転居し、漁業コンビナートの漁網製作所に就職して、漁網を編んだり、修理したりする仕事に従事したが、平成10年9月2日に死亡した。

(3) 次に、審査請求人の主張について検討する。

ア 審査請求人は、両親は永住帰国を希望していたが、やむを得ない事情により樺太に残留することを余儀なくされ、帰国することができなかったと主張する（上記第1の3の(1)）。

一件記録をみると、次に掲げる資料に審査請求人の両親の帰国希望に関する記載がされているが、その記載内容は、以下のとおりである。

(ア) 父Pに関する帰還者の証言

複数の帰還者が、父Pに関し、「最終引揚時（中略）希望残留で残る（漁夫）」、「漁夫（船頭）をして希望残留」との証言をしている（父Pの「究明カード」）。

なお、後者の証言をした帰還者は、母Qに関し、「妻は帰国希望している」との証言（昭和24年7月）をしている。

(イ) 母Qに関する帰還者の証言

複数の帰還者が、母Qに関し、「パスポートソ連 残留希望」との証言（昭和33年1月、昭和34年1月）をしている（母Qの「究明カード」及びおぼえがき資料通報）。ただし、一人の帰還者は、父Pに帰国希望がなかったため、母Qは、帰国しなかったが、父Pが死亡したので、「帰国を希望している」との証言（昭和33年1月）をしている（母Qの「生存残留者の現（確）認証明書」）。

(ウ) 母Q宛ての調査に対する回答

母Qは、本人宛ての通信照会や大使館からの特別調査に対し、何ら返信をしていない（母Qの「究明カード」）。

以上の資料の記載内容に上記(2)で検討した父Pと母Qの職業・経歴を考え併せると、父Pについては、帰国を希望していなかったものと認めるのが相当である。母Qについては、帰国を希望していたとの証言と残留を希望したとの証言が対立しているが、父Pの死亡後にソ連国籍を取得した

ことや本人宛ての通信照会や大使館からの特別調査に対し何ら返信をしていないことからすると、母Qも帰国を希望していなかったものと認めるのが相当である。そして、一件記録を精査しても、母Qが帰国を希望していたと認めるに足りる資料は見当たらない。

そうすると、父Pと母Qは、自らの意思で樺太に引き続き残留することを選択したものと認めるのが相当であるから、審査請求人の両親には緊急疎開等の機会に引き揚げるができないやむを得ない事情があったという審査請求人の主張（上記第1の3の(1)）について判断するまでもなく、父Pと母Qは、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたものとは認められない。

したがって、父Pと母Qの養育監護（父Pの死亡後は、母Qの養育監護）の下にあった審査請求人も、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたものとは認められない。

イ 審査請求人は、樺太残留邦人に対し日記等の資料の提出を求めることは酷であると主張する（上記第1の3の(2)）。

中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の3第2項6号は、一時金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は「前条に規定する中国残留邦人等に該当することを明らかにすることができる書類」を申請書に添付しなければならないと規定している。一時金の支給は、いわゆる授益処分であるから、申請者に入手可能な資料の提出義務を課した上記規定には合理性があるというべきであるし、本件において、処分庁は、審査請求人が日記等を提出しないことをもって、本件却下処分をしているのではなく、審査請求人が提出した資料に加えて、自らが保管している資料についても調査検討をした上で、本件却下処分をしているのであるから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

ウ 審査請求人は、出生年の違いにより一時金の支給要件が異なることは法の下での平等に反するとも主張する（上記第1の3の(3)）。

中国残留邦人等自立支援法13条及び中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2は、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に対しては、一律に一時金を支給するとする一方で、「昭和22年1月1日以降に生まれた者」に対しては、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域等においてその者の置かれた事情に鑑み、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に準ずる事情があるか否かを個別具体的に判断して、一時

金を支給することとしている。そして、本件事務処理方針が「昭和22年1月1日から昭和24年12月31日までに生まれた者」に対しても、一律に一時金を支給するとする一方で、「昭和25年1月1日以降に生まれた者」に対しては、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により、引き続き残留を余儀なくされたか否かを個別具体的に判断することとしているのは、昭和24年までは大規模な引揚げが行われ、同年10月1日に中華人民共和国が成立したことなどの事情を踏まえると、昭和24年までは、昭和21年までと同様、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」による影響がなお続いていたと推定するのが相当であるが、昭和25年以降は、そのような推定が働かないことから、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」による影響があるか否かを個別具体的に判断するのが相当であるとされたからであると考えられる。このように、本件事務処理方針が一律に一時金を支給する対象を拡大したこと自体は、永住帰国した中国残留邦人等の自立の支援を目的とする中国残留邦人等自立支援法の趣旨に沿うものと考えられる。したがって、出生年の違いにより一時金の支給要件が異なる結果、兄弟姉妹の中で一時金の支給を受けられる者と受けられない者とが生ずることは、やむを得ないものといわざるを得ず、このことをもって法の下での平等に反するということはできないから、審査請求人の上記主張も、採用することができない。

- (4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、審査請求人は、中国残留邦人等自立支援法13条に規定する特定中国残留邦人等に該当しないから、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

行政不服審査法43条2項は、審査庁が当審査会にする諮問は、審理員意見書及び同法41条3項に規定する事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類等）の写しを添えてしなければならないと規定している。これは、当審査会が、審査庁がしようとする裁決の客観性及び公正性を確保するため、審理員のした審理手続の適法性や、審理員による審理の結果を踏まえてされる審査庁の審査請求事件に対する判断の妥当性を第三者の立場からチェックする機関であり、その役割を果たすためには、審理員意見書及び審理手続において作成され、収集された資料を基に調査審議をする必要があるからである。

一件記録によると、審査請求人は、審査庁に対し、審査請求書の添付書類

として資料1から資料26までの資料（全部で62頁にも及ぶ大量の資料）を提出したことがかわれるが、本件諮問に当たり、審査庁から当審査会に提出された事件記録の中には、上記の資料が全く含まれていなかった。そこで、当審査会が、審査庁に対し、その理由を照会したところ、審査庁から「添付が漏れたため。」との回答（令和3年11月19日付けの事務連絡）があった。本件では、一件記録の中に審査請求人の作成した申立書（審査請求人が、本件では大量の資料が提出されているとして、自らが提出した資料と処分庁が提出した資料の各目録を作成したもの）があったため、当審査会は、審査請求人の提出した上記資料の存在に気付くことができたが、この申立書がなければ、当審査会は、その存在に気付くことができず、処分庁から提出された資料のみを基に調査審議をすることになったものと考えられる。諮問に当たり、審査庁から、処分庁の提出した資料のみが提出され、審査請求人の提出した資料が提出されないようでは、当審査会が上記の役割を果たすことはできないといわざるを得ない。審査庁においては、諮問をする際に、事件記録に漏れがないかどうかを十分に確認するよう留意されたい。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美